

追 加 議 案 目 次

| (議案番号) | (案 件) | (頁) |
|----------|------------------------------|-----|
| 議案第 44 号 | 盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について | 1 |
| 議案第 45 号 | 盛岡市副市長の選任について | 別紙 |
| 議案第 46 号 | 盛岡市監査委員の選任について | 別紙 |
| 議案第 47 号 | 盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 別紙 |

議案第 44 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年3月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例

盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「のうち次の各号のいずれかに該当する者（以下「授業料納付義務者」という。）」を削り、「15日」を「25日」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に、「納付期限」を「日（以下「納付期限」という。）」に、「他の高等学校」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等」に、「授業料納付義務者」を「者」に改め、同条第3項中「授業料納付義務者について、」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 市長は、前2項に規定する者で就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に係る法第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をしたものについては、当該申請をした日の属する月（納付期限後に入学した者その他規則で定める者にあっては、当該申請をした日の属する月と入学した日の属する月が同一であるときは、当該申請をした日の属する月の翌月）から当該申請に係る受給資格認定に係る通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予するものとする。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の申請をした者で受給資格認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）は、法第7条の規定により市長が受給権者に代わって受領した就学支援金の額を限度として、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を納付することを要しない。

5 第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかつたもの、法第17条の規定による届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条中「授業料納付義務者」を「者」に改める。

第7条ただし書中「第3条第1項ただし書」を「第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料（同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。）並びに同条第1項ただし書」に改める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在学する者（同日におい

て他の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で施行日以後に第2学年以上に入学を許可されたものを含む。）に係る授業料の納付については、改正後の盛岡市立高等学校授業料等条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の改正に伴い、市立高等学校の授業料の徴収について定めるとともに、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けた者の授業料の納付方法等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 45 号

盛岡市副市長の選任について

次の者を盛岡市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 162条の規定により同意を求める。

平成26年 3月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

藤 尾 善 一



議案第 46 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第1項の規定により同意を求める。

平成26年 3月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

菊 池 秀 一



議案第 47 号

盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

平成26年3月26日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

細 川 韶

